

彦根市国民保護計画【本編】新旧対照表

頁	行	項 目	現 行 計 画	修 正 内 容	変更理由
12	15	第1編第5章 1(1)イ(イ)	事態の状況により、知事の <u>㊦</u> の発令、市長または知事の退避の指示または警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。	(修) 事態の状況により、知事の <u>緊急通報</u> の発令、市長または知事の退避の指示または警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。	誤字・脱字
46	11	第3編第4章第1 1(1)	市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民および関係団体(消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、 <u>森林生産組合</u> 、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。	(修) 市は、県から警報の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民および関係団体(消防団、自主防災組織、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、 <u>森林組合</u> 、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など)に警報の内容を伝達する。	組織の変更に伴うもの